

# 葬祭業者の利用と料金の実態

## 現代の葬送の1事例

Involvement of Funeral Directors and the Reality of Prices :  
An Example of Contemporary Funeral Practices

TAKEI Motoaki

武井基晃

### はじめに

今日の葬送において、葬祭業者<sup>(1)</sup>の関与と葬祭ホールの活用は、葬送を滞りなく執り行うために不可欠なものとなっている。かつては遺族や近隣住民の手によって準備され行われてきたことが、葬祭業者によってサービス商品として提供されている。此経啓助の説明によると「現代、葬祭業者の仕事はお葬式全般にかかわる『総合サービス業』である。葬祭具を提供するだけでなく、祭壇や式場の設営・運営にはじまって、通夜の料理や返礼品などの手配まで、お葬式のサービスのすべてを引き受ける」[此経 2002 106]。

宗教学や社会学など多くの学問分野から対象とされる葬祭業者を利用した現代の葬送の実態を、民俗学から研究する上で求められるのは、葬祭業者側を対象とした提供されるサービスについての考察だけでなく、利用者側から見た利用の実態であろう。特に、葬送における様々な役割の担い手が遺族や近隣住民からどれほど葬祭業者に取って代わられているか、通夜・葬儀の内容が遺族と葬祭業者の間でどのように取り決められていくのか、葬祭業者の仕事の対価として利用者はいかほどの金銭を支払っているかについて、実態の分析を進めなければならない。

そこで本稿では、現代の葬送における葬祭業者の利用の実態を知るための作業の1つとして、山梨県甲府市における最近の葬送の事例—筆者の父方祖母の葬儀—について報告することを目的とする。故人・文子は1926年3月生まれで、2012年9月1日夜に86歳で亡くなり、その夜のうちに自宅に帰った。以降、9月3日に自宅にて仮納棺、9月4日に葬祭ホールで通夜、9月5日に火葬と葬祭ホールで葬儀（告別式）・初七日法要が行われた。

1～6は、病院から自宅への搬送および葬儀の日程の確定、遺族と業者の打ち合わせ、湯灌・化粧・仮納棺、出棺・通夜、火葬・葬儀、四十九日までの実態である。それぞれの過程において葬祭業者がいかに関与し、葬祭業者からの説明を受けて遺族はどのように葬儀に関わる諸事項を決定し、葬祭ホールがどう利用されるかを記述していきたい。

また、7では葬祭業者へ支払った料金の明細を提示する。葬儀にかかる費用は、①葬儀施行費用（祭壇や花、会葬御礼状、火葬料や霊柩車、司会やセレモニレディの人件費など）、②飲食接待費

(香典返しや会葬御礼品、通夜ぶるまいや精進落としなど)、③宗教費用<sup>(2)</sup>(仏式の場合はお経料、戒名料。お寺で葬儀をする場合は使用料)に分けられる[小谷 2000 162]。本稿ではこのうち、葬祭業者に支払った①と②、つまり葬祭サービスへの支払いや購入した商品の金額について明細表を提示する。その結果、①葬儀施行費用についてはセット料金として提示されるものの、会葬御礼品など②飲食接待費は葬儀関連費用の総額の大半を占めるにもかかわらず、実際の参列者の人数に左右されるため事前に予想が立てにくいことなどが確認できた。また料金に関して、生前から葬祭業者と会員契約を結び、死後の葬儀に備えることについても言及する。

## 1. 業者による搬送・会場の予約—死亡当日夜

2012年9月1日(土)の夜、入院先の病院からの連絡を受けて家族(長男夫婦とその娘)が19時に駆けつけるも死に目には間に合わなかった。医師から診断などの説明を聞いたあと、故人が生前から契約をしていた地元の葬祭業者に連絡をし、病院から故人の長男(喪主)宅への搬送の車を待った。その間、看護師から着替えの衣服(「それなりの服」)を求められたので、家に「よそ行きの洋服」を取りに戻った。着替えは看護師に任せて遺族は外に出たので見てはいないが、このときに体も拭いてくれたようである。それから先に家に戻り、仏壇のある部屋に布団を敷くなど迎える準備を整えた。

故人が自宅に着いたのは0時頃で、玄関から運び込まれ、北枕で安置された。搬送をはじめ仏壇に白い紙をかけることなど、葬祭業者に任せきりだった。

搬送の際に、遺族と葬祭業者との間で最初の打ち合わせがなされ、葬儀・告別式の会場および火葬場の予約など、今後の日程に関わることについて話し合われた。葬祭業者が所有する葬祭ホールや市の火葬場などの空き状況をもとに、いくつかの日程が提示された。長男夫婦によってあまり慌ただしくないほうがよいと判断され、火葬と葬儀・告別式は9月5日に決まった。会場も2ヶ所が提示されたので、同じ甲府市内で家から近い方を選択した。これらの予約はその夜中のうちに確保された。このときに、葬祭業者が契約する納棺師の業者に湯灌を依頼することも決めた。葬祭業者の担当者は遺族に対して決して強く薦めることはなく、どうしますかと聞かれたただけだったが、故人の長男がその場で依頼することに決めた。

## 2. 枕飯の準備、葬祭サービスの決定、死亡記事など—2日目

遺体に供える枕飯や枕団子は、もともとこの町内では近隣の組の人が頼まれて準備するものだったが、この2~3年の間に葬祭業者が準備してくれることが知られるようになっていた。今回はもう深夜だったので組の人には頼まずに、葬祭業者に依頼したところ、翌朝には届いて供えられた。

葬儀についての詳細は、死亡の翌日の9月2日(日)に長男夫婦と葬祭業者の間で話し合われた。まず通夜・葬儀時の葬祭ホールの祭壇を、提示された内容・料金を参考に決めた。このほか通夜・葬儀・初七日の参列者への返礼の品についてもそれぞれ内容と予算をふまえて決められた。このとき、返礼の品は実際に配付した個数の料金が請求され、多めに用意しても返品は可能であることなど詳しく説明された。

地元新聞社(山梨日日新聞)の死亡記事の掲載は、まず葬祭業者から新聞社に連絡された。記事

内容の確認は、無料分については新聞社の担当者から電話で、有料分の黒枠広告については新聞社の担当者が家まで来て行われた。

このほか葬送に関して2日目にしたことは、お供えの水を替えたり、線香を切らさないようにしたり、昼に近所の人々が故人の顔を見に来たりしたくらいだった。

### 3. 業者による湯灌・死化粧・仮納棺—3日目

9月3日（月）13時頃、遺体を安置している部屋で、葬祭業者が斡旋した納棺師2人による湯灌と死化粧が行われた。納棺師が部屋に運び入れた湯灌用のバスタブを用いて30分ほどかけて行われ、シャワーによって全身・髪が洗われた。遺体は湯灌用バスタブ内のネットの上に置かれるので、体を裏返さずとも背中まで全身をシャワーで洗うことが可能である（写真1）。シャワーの水と動力は部屋の外に置かれた納棺師の車の機材から供給された。

湯灌が終わると、納棺師によって体が拭かれ、布団の上に移されて、生前の衣服（和服）が着せられた。帯・帯紐も締められ、体の上で手が組まれた（写真2・3）。その後、化粧が施された。遺族の意向を受けて、派手ではない薄い化粧がなされた。そして布団がかぶせられ、その上に魔除けのための刃物（可燃のもの）が置かれた（写真4）。

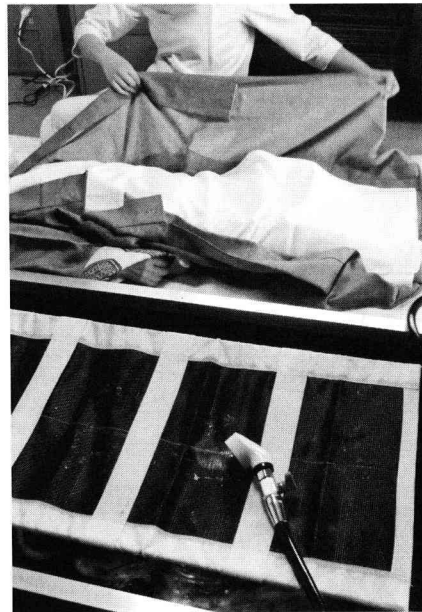


写真1

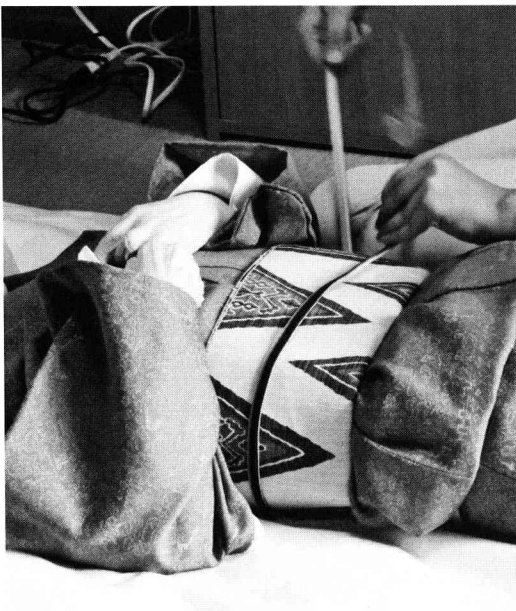


写真2



写真3

およそ1時間の行程だった。

以上の過程はすべて納棺師の手で行われた。山田慎也は「現在の『湯灌の儀』は、肌を見せないことに細心の注意が払われ、近親者でさえ見ることはない」、「その専門性が表出され、次第に一般の人々が遺体に触れることもなくなっていく」と業者の介入がもたらした変化を見出している<sup>(3)</sup> [山田2009]。本事例でもこの通りで、湯灌の一連の過程を見ていたのは筆者（故人の孫）と母の2人だけで、化粧について意見を求められたのみで、他には特に何もすることはなかった<sup>(4)</sup>。

衣服と化粧が整ったのを受けて、檀那寺（日蓮宗）の僧侶によって読経が行われた。このとき枕元には、仮の位牌、線香、お題目が書かれた装束（故人と交流のあった檀那寺の関係者が個人的に用意したもの）、遺影、花などが置かれていた。

その後、遺体は布団から、男性親族（夫・子・孫）の手によって、葬祭業者が用意した棺の中に移された（仮納棺）。棺の中には愛用のカバンが入れられ、お題目が書かれた装束がかぶせられ、その上に魔除けの刃物と数珠が置かれた（写真5）。そして、葬祭業者によって棺の蓋がかぶせられたが、まだ仮納棺なので、棺の蓋には扉があり、故人の顔を外から見られる作りになっていた（写真6）。棺の脇の祭壇には、線香・枕飯（山盛りのご飯に箸を突き立てたもの）・枕団子・水などが置かれた。この状態で1晩置かれたが、この日はまだ通夜ではなく、家族のみで過ごした。



写真4

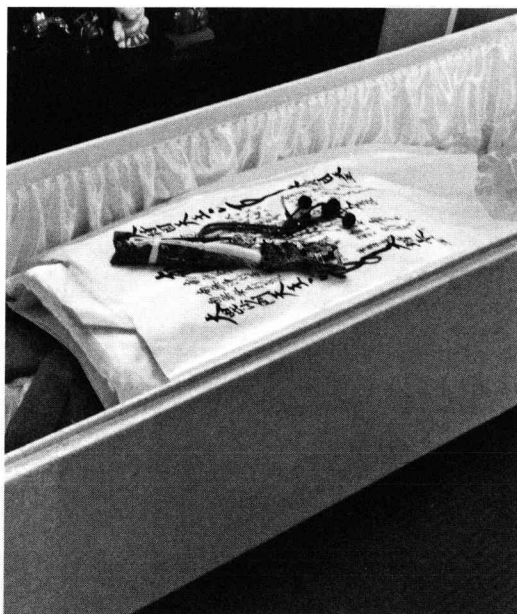


写真5

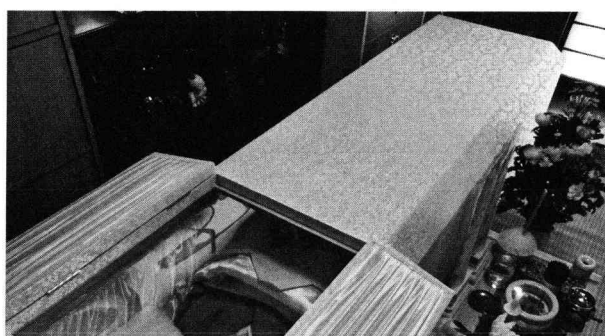


写真6

#### 4. 出棺・通夜—4日目

9月4日（火）、いよいよ葬祭ホールを利用し始める日の朝に、葬祭業者との最終的な細かい打ち合わせが行われた。手伝いの方に渡すお弁当の個数などもここで数字を伝えた。昼過ぎ、神奈川県に住む故人の次男一家が到着し、これで故人の息子2人と孫6人が揃った。

出棺は同日夕方の16時半頃だった。このときの出棺とは、自宅から通夜が行われる葬祭ホール（甲府市南口町のアピオセレモニーホール天昇殿）への出棺である。前述の通り、この時間は葬祭ホールや火葬場の空き状況に応じて予約できるかに左右される。スケジュールが合わない場合は、自宅で何日間か安置されることもあり得るわけである。まず、装束・手甲・脚絆・足袋・草鞋・杖、頭仏陀袋の中の六文銭など旅支度が施され（写真7）、棺に蓋がされた。

そして親族男性（夫・子2人・孫3人）と近所の男性たちの手によって、縁側

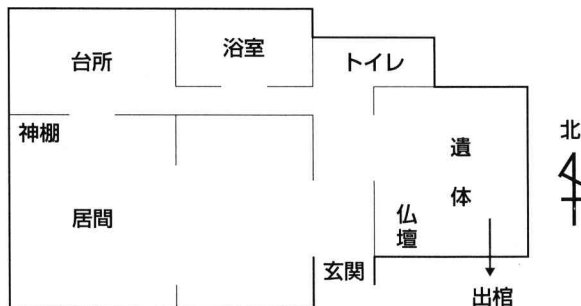


図1 間取りの概略図



写真7



写真8



写真9

から庭に出て、外の霊柩車まで棺が運ばれた(図1・写真8)。病院から家に戻った際には玄関から運び込まれたが、家を離れる出棺の際には、玄関ではなく縁側から出された。これは葬祭業者や僧侶の指示ではなく、火葬場あるいはお寺に向かっての出棺のときはどの家でも必ずこのようにされていることである。

17時頃には葬祭ホールに到着し、遺影と仮の位牌が設置された祭壇の前に棺が安置され、顔が見えるように蓋が開けられた(写真9)。それからホール内にて近親者と手伝いの人とで夕食をとった後、18時半から通夜が執り行われた。約1時間の通夜の間、祭壇に向かって右側に男性親族と近隣男性、左側に女性親族と近隣女性が座った。息子2人と最年長の孫(長男の長男=筆者)は座らずに、弔問客の列に立って挨拶した。

通夜が終わった後、会場から同じ葬祭ホール内の別室に棺が移され、故人の息子2人と最年長の孫1人(筆者)がその部屋に宿泊した。いわゆる夜伽・寝ずの番で、特段にすることは無いのだが、翌日の葬式のために読み上げる弔電の選別を葬祭業者の司会担当者から求められたのでその作業をした。

## 5. 火葬・葬儀—5日目

朝、9月5日(水)8時、家族(夫、長男一家、次男一家、長男の妻方の親類など)だけが会場に集まり、お別れの式が行われた。棺の中は花が敷き詰められ(写真10)、棺の蓋が閉められ釘で封がされた(写真11)。故人の顔はここで見納めとなり、このとき女性親族の数人が涙した。

棺は霊柩車に乗せられ、長男が霊柩車で、他の参列者はバスで火葬場に向けて出棺となった。この時、故人の長男が位牌、次男が空の骨壺を持った。あらかじめ時間を伝えていたので近隣の人たちも直接火葬場に集合した。檀那寺の僧侶による読経の後、9時過ぎに火葬が始まった(写真12)。火葬の間、親族と僧侶と近隣住民は1時間半ほど別室で待機した。

10時半頃、火葬が終わり、収骨が行われ、遺骨は骨壺に収められた(写真13・14)。収骨は近親者が箸で行った後、業者が細かい骨や灰までもれなくかき集め、最後に故人の息子2人が箸で喉仏の骨を拾い、骨壺に収めた。

その後、バスで火葬場から葬祭ホールに戻ったが、この時、火葬場まで来たときは別の道を通った。葬祭ホールに着いた後、骨壺は祭壇の仮位牌の後ろに安置された(写真15)。

葬祭ホール内で近親者と近隣住民とで昼食をとった後、13時から葬儀・告別式が行われた。さらにその後、14時半から近親者と近隣住民とで初七日法要として、葬式当日のうちに食事の席が設けられた。この食事は遺族が、手伝ってくれた近隣住民をねぎらう場であるのであいさつやお酌をして回った。帰り際に近隣の人たちに初七日分の返礼の品を手渡し、葬送の式次第はすべて終わった。

## 6. 四十九日まで

骨壺に収められた遺骨は自宅に持ち帰られ、四十九日まで仏間に設けられた祭壇に置かれた。祭壇には白木の仮の位牌も置かれた。また四十九日まで花やご飯を絶やさないようにした。7日ごとの法要については意識されてはいるが、四十九日まで特別なことは何もしなかった。



写真 10

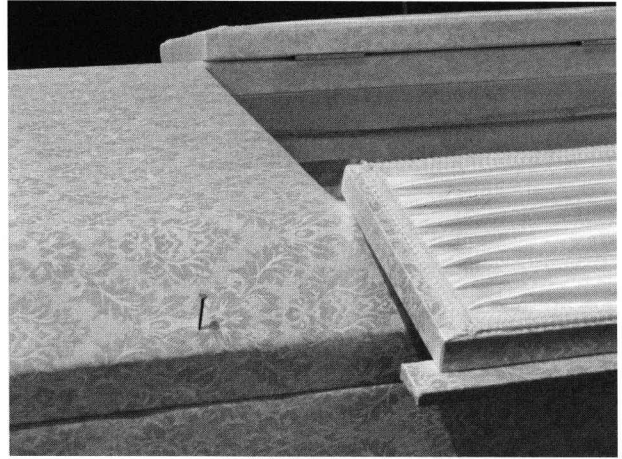


写真 11

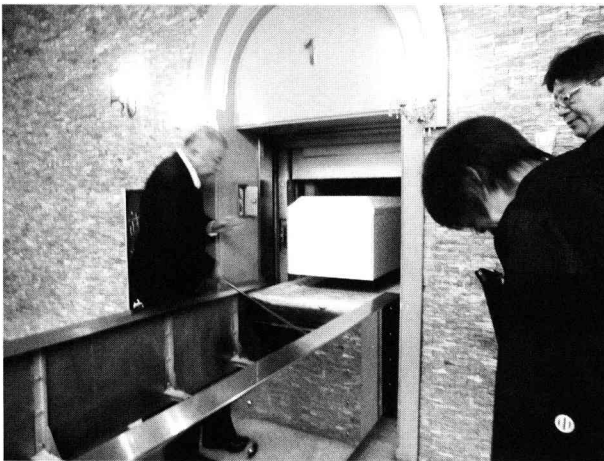


写真 12

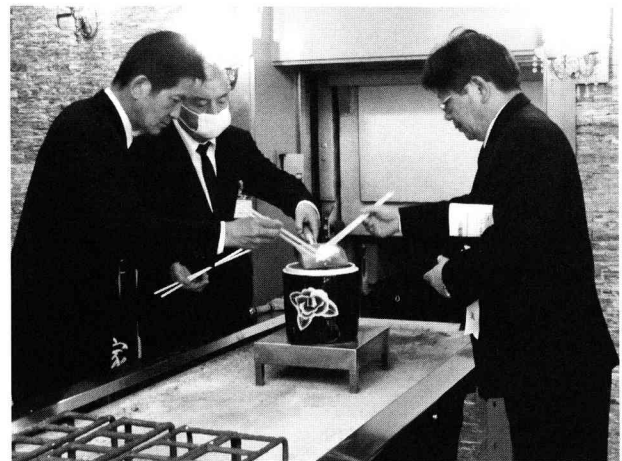


写真 13



写真 14



写真 15

同年10月13日の四十九日は檀那寺で行われた。骨壺、位牌、遺影、卒塔婆を自宅から寺まで持って行き、本堂での読経の後、墓に骨壺を納骨し、卒塔婆を立てた。位牌と遺影は自宅に持ち帰った。

以上が、死去から四十九日までの大まかな流れである。この後は翌夏（2013年）に、檀那寺にて近親者だけが集まり、初盆と一周忌の法要が執り行われた。

## 7. 葬送にかかった料金の明細

以下では、本事例の葬送で葬祭業者<sup>(5)</sup>に支払った料金について明細をもとに提示し、今日の葬送において葬祭業者の仕事の対価として利用者はいかほどの支出を求められるかを明らかにしていく。提示する明細は、実際に葬祭業者から喪主家に提示された請求書を元に作成した表で、(1) コース明細、(2) 葬祭用品、(3) 返礼品、(4) 供花・供物、(5) 会場費、(6) 料理飲物、(7) 会費、(8) 請求明細の8つである。比較のため一般価格と会員価格が両方掲載されているが、故人とその夫は生前から入会し自分たちの葬儀のための会費を積み立てていたため、本稿で提示する料金明細は会員価格である。

### (1) コース明細 (合計A)

葬儀料金は、①一式方式（選んだ一式でお葬式が行える商品・サービスがそろっている）、②セット方式（基本料金＋追加料金によって、お葬式を行う商品とサービスを選ぶ）、③注文方式（祭壇から棺まですべてを1つ1つ選ぶ）の3つに分けられる〔此経 2002 115-116〕。本稿の事例は、セット方式によるものである。「セット料金はお葬式に最低（基本的に）必要なものの料金、たとえば、祭壇や棺などの料金で、これ以外にかかるものについては別に追加料金が請求される。追加料金には参列者の人数によって数が変わる会葬礼状や返礼品の代金、また遺影用の写真代などが含まれる。さらに、霊柩車代、火葬料、斎場使用料などの実費が入る」〔同 116〕。

	品名	一般価格 (税込)	会員価格 (税込)	数量	金額
コース明細	契約コース	0	756,000	1	756,000
	収骨容器	31,500	0	1	0
	寝棺	105,000	0	1	0
	祭壇	420,000	0	1	0
	葬具・備品 (儀式用)	31,500	0	1	0
	ドライアイス	17,850	0	1	0
	火葬料	10,500	0	1	0
	肖像写真	36,750	0	1	0
	会葬礼状	12,600	0	1	0
	古式納棺	84,000	0	1	0
	マイクロバス	42,000	0	1	0
	遺体搬送料	16,800	0	1	0
	霊柩車	31,500	0	1	0
	合計	840,000	756,000		756,000
					合計A



コース明細として、収骨容器（火葬以降用いられる骨壺）、寝棺（棺は湯灌後の納棺から用いられ、葬祭ホールへの移動、通夜の際の祭壇での安置、火葬場まで用いられる）、祭壇（葬祭ホールの祭壇のタイプと飾りなど）、葬具・備品（儀式用）、ドライアイス（火葬まで棺の中で使用）、火葬料、肖像写真、会葬礼状、古式納棺、マイクロバス、遺体搬送料、霊柩車が計上されている。1つ1つ選択する注文方式の場合は一般価格のほうに示された金額がそれぞれかかるが、事例では契約コースとして示された金額を払った。ただし、実費がかかった分は以下の項目で別途請求されている。

**(2) 葬祭用品 (合計B)**

この項目は他の項目と比べるとやや複雑で、上記のコース明細を基本に、実費がかかった分は追加請求され、反対に用いなかった分は差し引かれている。例えば収骨容器や霊柩車代について、コース明細には個別に購入・依頼した分が計上されているが、契約コース料金で支払ったため、ここでは実費分のみが請求されている。

会葬礼状 K-1 については、実際に用意（何人参列するかわからないため多めに印刷）した分が計上されている。警備（主に葬祭ホール駐車場の警備・案内）は通夜と葬儀の2日分の延べ人数分の日当が計上されている。かつては遺族や近隣住民が用意した枕飾りなどや枕飯・枕団子は葬祭業者

	品名	一般価格 (税込)	会員価格 (税込)	数量	金額	
葬祭用品	収骨容器	10,500	10,500	1	10,500	
	ドライアイス	10,500	8,400	3	25,200	
	防臭防菌剤	21,000	15,750	1	15,750	
	引換券	0	0	500	0	
	初七日招待券	0	0	70	0	
	三方付盛砂糖	12,600	10,500	1	10,500	
	マイクセット	15,750	0	1	0	
	お別れセット(枕飾り, ろうそく, 線香)	10,500	6,300	1	6,300	
	防水シート(枕付)	10,500	8,400	1	8,400	
	火葬料	0	10,500	-1	-10,500	
	立看板	15,750	15,750	1	15,750	
	後飾り祭壇	15,750	15,750	1	15,750	
	会葬礼状 K-1	73	73	500	36,500	
	会葬礼状	0	12,600	-1	-12,600	
	供物セット(枕飯, 枕団子)	1,260	1,050	1	1,050	
	湯灌納棺	105,000	21,000	1	21,000	
	司会	52,500	52,500	1	52,500	
	生演奏	21,000	0	1	0	
		小計(a)	302,683	189,073		196,100
		警備	13,650	9,450	5	47,250
	搬送料				0	
	普通霊柩車	22,880	22,880		22,880	
	小計(b)	36,530	32,330		70,130	
	合計(a+b)	339,213	221,403		266,230	
					合計B	

に準備してもらったのでここで請求されている。また、まだ暑い季節だったためドライアイスは念のため多め（3回投入）に用いられた。

一方、上記のコース明細で計上された項目のうち、葬祭業者には支払わなかった火葬料と、用いなかった会葬礼状の分はここで差し引かれている。

このほか、既述した納棺師2人による湯灌納棺の費用は、コース明細の古式納棺として約8万円、葬祭用品の一般価格として約10万円の価格が提示されているが、実際に請求されたのは約2万円だった。また、葬祭ホールの葬儀の際のマイクセットと生演奏の請求額は0円だった。

以上のように、利用実態に応じて加算・減算されて、請求書に提示されている。

### (3) 返礼品（合計C）

参列者に対しての返礼品は、事前に参列者が何人来るかわからないので十分な数量を用意し、実際に配付した分のみが請求され、余った分は葬祭業者に返品されている。請求書にはそれらが明記されている。

つまり、配付した個数（「合計」）が、参列者の実数を示している。調味料セットは通夜の参列者に対しての返礼品で169セットを配付、コーヒーセットは葬儀・告別式の参列者への返礼品で454セット配付、米セットは初七日の参列者に対して56セットが配付された。

このうち最も金額が大きかったのは、最も参列者が多く（454人）、単価も高め（2,625円）の葬儀の会葬者への返礼品で、合計金額は100万円を越えた。葬儀の返礼品は事前に準備した数量（500個）が最も多かったが、返品率（500個中46個返品）は最も低かった。

	品名	単価（税込）	数量	返品	合計	金額
返 礼 品	調味料セット	315	400	-231	169	53,235
	コーヒーセット	2,625	500	-46	454	1,191,750
	米セット	3,150	100	-44	56	176,400
	合計					1,421,385
						合計C

### (4) 供花・供物（合計D）

自宅に安置した際に供えた枕花の花束と供物（果物）、および葬祭ホールの祭壇脇の生花（10セット）が計上されている。

	品名	単価（税込）	数量	金額
供 花 ・ 供 物	枕花（花束）	3,150	1	3,150
	供物セット（果物）	5,250	1	5,250
	祭壇脇生花	15,750	10	157,500
	合計			165,900
				合計D

**(5) 会場費 (合計 E)**

会場使用料 (通夜～葬儀・告別式) として、一般価格 20 万円のところ会員価格として 10 万円が請求されている。

通夜の夜に葬祭ホール内の宿泊室に 3 人が泊まったが、会員価格は 0 円と、請求されていない。

	品 名	一般価格 (税込)	会員価格 (税込)	金額
会場費	会場使用料	210,000	105,000	105,000
	宿泊料	10,500	0	0
	合 計	220,500	105,000	105,000
				合計 E

**(6) 料理・飲物 (合計 F)**

葬祭ホールでの食事は 3 回あり、いずれも近親者および近隣住民などの手伝いの人の分の食事だった。通夜の前の夕食と葬儀前の昼食には折り詰め弁当で、念のためやや多めに用意された。

葬儀後の初七日法要の会食 (ゆりコース) は、遺族が近隣住民など手伝ってくれた人たちをもてなす場であり、お酒も用意された。檀那寺の僧侶も出席した。

	品 名	単価 (税込)	数量	金額
料理・飲物	ゆりコース	6,300	57	359,100
	ホールドリンクセット	10,500	1	10,500
	ビール	420	19	7,980
	ノンアルコールビール	315	5	1,575
	冷酒	525	5	2,625
	ジュース	210	7	1,470
	ウーロン茶	210	101	21,210
	コーラ	210	7	1,470
	弁当代 (通夜)	1,575	39	61,425
	弁当代 (告別式)	735	45	33,075
	合 計			500,430
			合計 F	

**(7) 会費 (合計 G)**

会費とは、故人とその夫が、故人の生前からあらかじめ契約して入会し、自分たちの葬式のために積み立てていた金額のことである。今回の葬式には、故人名義の生前払い込み分とその夫名義の事前の払い込み分の両方の既納会費額が充てられた。

また、故人の夫名義の今回払い込み分 (会費契約額) とは、いずれ来る自分の葬式のために今回、会員契約を更新した分の会費である。今回の妻の葬式にそれまで夫婦で積み立てた額をすべて充てて使い切り、夫は退会するという選択肢もあり得たのだが、本事例では夫の葬式も同じ業者に依頼することにして会員であり続けることが選択された。なお、今回支払った会費も今回の葬式の費用に充てられ、会員契約を更新したことでの会員割引もあった。

会費	会 員	会費契約額	既納会費額
	故人の夫名義の今回払い込み分	180,000	180,000
故人名義の生前払い込み分	0	240,000	
故人の夫名義の事前の払い込み分	0	240,000	
合 計	180,000	660,000	
		合計G	

(8) 請求明細 (A + B + C + D + E + F - 特別値引 + 奉仕料 - G)

以上のうち、コース明細 (A) と葬祭用品 (B) の合計額 (約 102 万円) が葬儀に必要な品やサービスに対する支出額である。これに参列者への返礼品 (C)、祭壇などへの供花・供物 (D)、会場費 (E)、料理・飲物の代金 (F) を足した額 (約 321 万円) から、ホール特別割引 (約 12 万円) を引いて、奉仕料 (約 5 万円) を加算したのが、今回の葬式にかかったすべての費用の合計額 (約 314 万円) に当たる。そこから、今回の葬式に充てることにした既納分の会費 (G、66 万円) を差し引いた額 (約 248 万円) が、葬儀後に喪主に対して請求された額の総額である。

支出の割合を見てみると、合計額 (A ~ F、約 321 万円) のうち、葬儀費用 (A+B= 約 102 万円) は3分の1程度である。支出額の大半は、返礼品 (合計 C= 約 142 万円) が占め、しかもそのほとんどが葬儀・告別式の参列者に対する返礼品 (約 119 万円) だった。葬式で最も大きい額が想定されるこの項目は、実は最も予想が難しい項目である。なぜなら、実際に参列者が何人来るか当日にならないとわからないからである。

しかも当事例は、故人 (病院の給食勤務) も夫 (地元百貨店勤務) もすでに職場を退職してから20年以上経ち、次男は県外で就職しているので予想をほぼ不可能にしていた。実際のところ、既に確認した通り、葬儀の返礼品のコーヒーセットは事前準備の数量 (500 個) が最も多かったにもかかわらず、返品率 (500 個中 46 個返品) が最も低かった。足りなくなる事態には至らなかった

請求明細	内 訳		金額	
	葬儀費用			1,022,230
返礼品			1,421,385	(合計 C)
供花・供物			165,900	(合計 D)
会場費			105,000	(合計 E)
料理・飲物			500,430	(合計 F)
ホール特別値引			-126,000	
奉 仕 料	一般価格 (税込)	51,828	50,043	
	会員価格 (税込)	50,043		
合 計	3,651,283	3,138,988	3,138,988	
既納会費額	0	-660,000	-660,000	(合計 G)
請 求 額	3,651,283	2,478,988	2,478,988	(請求額)
	(会員値引計	-1,172,295)		

ものの、他の返礼品（通夜、初七日）と比べても、その「読み」はあやうく外れかけていた。

以上の通り、葬儀にかかる費用のうち、コース明細(A)、葬祭用品(B)、供花・供物(D)、会場費(E)、料理・飲物(F)については、葬祭業者との打ち合わせで事前に確定できた。しかし、参列者数によってはその合計額を上回りうる返礼品(C)は事前に予想額が立てにくい。予算のかなりの割合を占める額が、当日の参列客の動向に大きく左右されるのである。喪主は死後からたった2～3日の間で、葬祭業者との打ち合わせを通して、かかる費用を予想した上ですべてのオーダーを決定し、葬式を執り行わなければならないのである。

### (9) その他

上記の他に、檀那寺への布施（僧侶3人に計70万円）、地元新聞社への死亡記事代（約18万円）、火葬場の使用料（3千円）、後日に近所へのお礼として菓子代（計1万5千円）などを支出した。

さらに、墓所への納骨が行われた同年10月13日の四十九日法要の時に、約5,000円のタオルセットが返礼品として配られた。ただし四十九日はごく近い親族のみが参列した。納骨のあと、親族と僧侶で同じ葬祭業者が所有する別のセレモニーホール（昭和町）で食事会を拓いた。参加者の親族13人と僧侶1人、それに故人の分も合わせて15人分の食事が用意された。

### おわりに

以上、2012年9月の山梨県甲府市での筆者の父方祖母の葬儀を、現代の葬送の実態を利用者の側から知るための1作業として報告した。それに当たって本稿では、葬祭業者によって提供されるサービスを活用した葬儀の実態を明らかにすることに努め、葬祭業者による湯灌・納棺、葬祭ホールの利用について記述し、葬祭業者から提示された請求書などをもとに葬祭サービスに対する実際の支出額も提示した。以下で若干の考察を試みたい。

葬儀に関わる諸事項の決定について、遺族は火葬、葬祭ホールでの通夜・葬儀といった法要を、死後数日の間に決めて手配し、執り行わなければならない。それには、葬祭業者の協力や提供されるサービスは不可欠となっていた。もちろん近隣住民や故人の息子たちの勤務先からの手伝いもなくはないが、それらの手伝いは遺族と葬祭業者が日程や式次第を決めた上で提供される。

決定のための遺族と葬祭業者による葬儀のための打ち合わせは、本事例では主なものが3回行われた。①死亡直後には日程の決定や予約が、②翌日には祭壇や返礼品など料金に大きく関わるオーダーが、③ホールを利用し始める日（4日目）の朝にはお弁当の個数など最終的な確認がなされた。葬儀に向けて、葬祭業者から提供されるサービス・商品の説明を受けながら、段階的に必要事項がもれなく決めることが求められる。

葬祭ホールについては、本稿の事例では、死後4日目の夕方から5日目の午後までの利用で、4日目には通夜・夜伽、5日目にはお別れの式・葬儀・初七日の会食と、貸し切りで利用した。通夜・葬儀の外部化の結果、親類と近隣住民以外の参列者は自宅を訪れることはない。筆者が子どもの頃に見た近所の葬式では、筆者の家を含めて近隣の何軒もが台所や居間などを提供していた。それと比べても近隣住民への負担はホールの利用によって減っていると思われる。また公共交通機関の不便さから、ときに家族の人数分の複数台の車を持つほどに自動車社会化が徹底している山梨県の実

情下では、参列者のための駐車場の確保も大きな問題だが、ホールではそれも解消される。

料金については、明細表を示した通り、葬儀に必要な基本的な一式はセット料金として提示され、さらに必要なものは項目ごとに別途請求された。中でも、葬儀費用の総額の大半を占める、参列者への返礼品をはじめとする飲食接待費は、実際の参列者の人数に左右されるため事前に予想が立てにくいことがわかった。また、生前からの会費の積み立てや、いずれ来る次の葬式に向けての会員契約の継続など、事前・事後の葬祭業者との付き合いに対する割引も設定されていた。これは、遺族にとっては事前の準備、業者にとっては顧客の確保につながるものである。

以上の通り、現代の葬送は、葬祭業者からの説明を通してすべきこと決めるべきことが明らかになり、実際に進んでいくというのが、筆者が実感した実態である。また打ち合わせの間ごとに、遺族は葬祭業者からのサービス内容の説明や料金をもとに検討を続けオーダーを決めなければならない。結果として、この打ち合わせと検討の時間を通して、遺族は葬儀をはじめとする式次第を事前に理解することになる。こうした理解のための時間もまた、全日程を通して不可欠なプロセスであった。

本稿で提示した葬儀の実態や費用などの記録は、このままでは偶然得られた、単発的な資料に過ぎない。これらをより詳細に分析するためには、故人と檀那寺である日蓮宗寺院との親密な関係、喪家を含む近隣住民の社会組織とそれらが果たしている役割分担、今日の山梨県<sup>(6)</sup>および全国における葬儀サービスの傾向など、本事例をより一般化し、全体の中に位置付ける作業が不可欠である。

## 註

(1)——葬祭業者には葬儀社のほか「冠婚葬祭互助会」「農業協同組合」「生活協同組合」「町内会・自治会など」「寺院・神社・教会」「市町村などの自治体」「ホテルなどの他業種からの進出」が挙げられる〔此経 2002 106〕。

(2)——2010年7月に、イオングループが葬儀紹介サービスの中で、僧侶への「布施の価格目安」を提示した。たとえば、読経一式（通夜・葬儀・火葬場・初七日）に戒名（信士信女・居士大姉・院号）によって25万円、40万円、55万円と明示された。寺に聞いてもはっきり答えてくれないという消費者の声に対応して出された目安である。これに対し、全日本仏教会の理事会などでは、営利企業が布施の料金の体系化をはかることに対し反発の声が上げられた。

(3)——こうした納棺師による湯灌は「東京や大阪では1980年代後半から（略）寝たきりの人への出張入浴サービスを応用」して始まったもので、「すでに絶えた湯灌を、まさに専門業者だけが行うように、客体化され開発された」〔山田 2009〕

(4)——納棺師による仮納棺を見守っていた故人の長男の妻（筆者の母）によると、手順を見ながら最近はここまでしてくれるのかと思っていたが、後日友人たちに話

したところ誰も見たことがなかったので、まだ珍しいことだと知った。映画「おくりびと」（2008年）の影響もあり、一般に知られ始めてはいるので、これから定着するのかと思ったという。

(5)——本事例の葬祭業者・株式会社ファミリーラブは、1973年設立（1954年に結婚式場平安閣として創業）の「結婚式場の経営、婚礼衣裳ほか貸衣裳業、葬儀の施行、各種会議・宴会の企画、レストラン」を事業とし、「山梨県内最大の儀式産業の会社」を自任する会社である。県内では昭和町にあるアピオセレモニーホール（以前は平安閣）をはじめ、アピオの呼称で知られている。

(6)——国立歴史民俗博物館資料調査報告書9「死・葬送・墓制資料集成 東日本編2」に掲載された山梨県の記録〔堀内 1999〕は、富士吉田市を調査対象地としており、本稿の甲府市とは場所が異なる。山梨県内の民俗は、甲府市側の国中地方と富士吉田側の郡内地方で異なるとされている。また、同報告書の平成の事例では、葬具などについては葬儀社から既製品の購入をしているものの、葬儀は自宅で行われ、土葬である。本稿は、甲府市側の最近の事例であり、山梨県内における葬祭ホール利用および火葬導入後の事例報告である。

---

参考文献

---

- 小谷みどり 2000『変わるお葬式, 消えるお墓—最期まで自分らしく—』岩波書店  
此経 啓助 2002『都会のお葬式』NHK 出版  
堀内 真 1999「山梨県」国立歴史民俗博物館資料調査報告書9「死・葬送・墓制資料集成 東日本編2」国立歴史民俗博物館  
山田 慎也 2009「死への思いと葬祭業者」『アジア遊学124 東アジアの死者の行方と葬儀』勉誠出版

(筑波大学人文社会系, 国立歴史民俗博物館共同研究員)

(2013年12月21日受付, 2014年5月26日審査終了)